

各医療施設管理者 殿

徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室

令和7年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金
に係る事業計画書の提出について（依頼）

日頃は、本県医療行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、厚生労働省から事業計画書の提出依頼がありました。

国が定める基準を満たす医療施設につきましては、スプリンクラーの設置が義務付け（令和7年6月30日までは猶予）られておりますので、貴医療機関において事業の実施希望がある場合は、次のとおり、提出期限までに事業計画書を提出してください。

また、国予算が令和6年度からの繰越予算となっております関係から、避けがたい事故等を事由とした「事故繰越」以外の繰越は認められません。

このため、御提出いただく事業計画は、本年度末までに必ず完了していただくことになりますので御注意ください。

なお、この依頼通知は、連絡の漏れを防ぐため、既に設置済みの医療機関や補助対象外と思われる医療機関にもお送りしておりますので、御了承ください。

1 提出書類

（1）事業計画書（様式2（個別計画書）、様式3（施設面積内訳））（1部）

（2）整備図面（1部）

※対象面積、対象外面積が分かること。

※各室等の面積は、事業計画書の施設面積内訳と一致すること。

※各室の用途を記入し、スプリンクラー等設備を設置する居室等の面積と補助散水栓等の散水範囲を色分けすること。

（3）見積書（1部） ※見積金額は「消費税込み」としてください。

2 提出期限 **令和7年4月25日（金）** ※期限厳守をお願いします。

（国の締切りまで余裕がないため、期間が短く恐縮ですが、ご協力願います。）

（なお、一部資料が間に合わない等の事情がある場合は、当方までご連絡ください。）

3 提出方法 郵送または持参

なお、「事業計画書」については、あわせて電子メールによってもお送りください。

4 その他

事業計画書の様式や補助金交付要綱などの関係資料を、ホームページ「医療とくしま」に掲載しておりますので、必ず御確認ください。

【提出・問合せ先】

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室
担当：先田（さきた）

電話(088)621-2732 ファクシミリ (088)621-2898

電子メール sakita_isao_2@pref.tokushima.lg.jp

令和7年度有床診療所等スプリンクラー等整備事業(案)のポイント

1 補助対象(案)は次のとおりです。

- (1) スプリンクラー設備の設置 ※令和7年度に基準単価等改正予定。
※令和2年度より定額補助から1/2補助となっている。

種 別	補助率	基準単価 (㎡当たり)	加 算
通常型スプリンクラー	1/2	24,000円	消火ポンプユニットを設置した場合、2,460,000円／施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	23,000円	消火ポンプユニットを設置した場合、2,460,000円／施設
パッケージ型スプリンクラー	1/2	28,000円	—
消防法施行令第32条摘要設備	1/2	27,000円	—

※消防法施行令

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は炎症のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(2) 自動火災報知設備の設置

1 施設当たり 1, 279, 000円

※自動火災報知設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成26年3月28日消防予第118号)の4(2)に該当している施設が、自動火災報知設備を整備する場合に補助対象となります。

2 補助金事業のスケジュールは未定ですが、県からの補助金の内示後、「指令前着工届」を提出して工事に着手、年度内(令和8年3月31日)までに工事を完了する必要があります。

完了できない場合は補助対象外となり、補助金の交付ができなくなります。

ただし、大規模な事業で年度内の完了が見込めない場合、2か年事業として事業計画を作成することもできます。

3 事業計画書の様式や補助金交付要綱などの関係資料を、ホームページ「医療とくしま」に掲載しておりますので、必ず御確認ください。